

Title	貞応元年十一月廿日定家奥書本古今集考(続)
Sub Title	A study of Fujiwara Teika's Kokinwakashu endorsed at Jooh1(1222).11.20.(2)
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2014
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.49 (2014. ) ,p.31- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20140000-0031">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20140000-0031</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 貞応元年十一月廿日定家奥書本古今集考（続）

川上 新一郎

## はじめに

稿者は以前貞応元年十一月廿日定家奥書を有する古今集三本をもとにその本文について考察した<sup>1)</sup>（以下前稿と称する）。但し、それらの本にはいずれも貞応二年七月廿二日定家奥書本などとの校合がなされていたこともあって、十分な成果を上げたとは言いがたかった。今回は、その後新たに調査する事を得た二本について報告することとする。二本の調査によって、前回貞応元年十一月廿日本の性格としたことがらの一部に疑義を生じたところもあるが、取りあえずは調査報告に止めたい。

前回報告したのは左記の三本である。

一帖  
ア、國學院大學図書館蔵（貴重書一八五二）〔南北朝〕写本

イ、国立歴史民俗博物館蔵（H一六〇〇一―一七七）文永十年写・伝二条為世筆本一帖

ウ、国文学研究資料館初雁文庫蔵（二二―一九）承応三年沢田言崇写本一冊

今回紹介するのは以下の二本で、いずれも存在が知られていたのであるが、稿者の不注意もあって、前回報告できなかったものである。

エ、公益財団法人阪本龍門文庫蔵（九上―七五三）貞享四年

田村宗永透写浄弁筆本一冊

オ、天理大学附属天理図書館蔵（九一一、二三〇―一八五）  
〔鎌倉中期〕写・宝治二年真観奥書本一帖

エは川瀬一馬氏『龍門文庫善本書目』（昭27刊、再版昭57刊）  
田村右京大夫宗永遺書の部七五三番に掲げられ、解説中に「貞  
応元年十一月の定家の原識語」と見えていた。

オは呉文炳氏『国書聚影』（昭37刊）一番に書影と吉田幸一  
氏の解説があり、奥書も引用されていたのであるが、なぜか貞  
応元年奥書部分が貞応二年奥書に誤られており、『天理図書館  
稀書目録 和漢書之部第五』（平22刊）の刊行によって初めて  
気づいたものである。

以下両者について報告する。

## 一、龍門文庫本

公益財団法人阪本龍門文庫蔵（九上―七五三）本

古今和歌集二十巻

貞享四年田村宗永透写・貞享五年、元禄元年宗永校合

一冊

袋綴。縹色地金泥松秋草霞文様表紙（二七・六×二〇・三種）。

外題なし。表紙左肩に朱書が二行あるが剥落して読めない（外  
題ではない）。料紙、薄葉楮紙（打紙）。墨付、一七九丁（後述  
A奥書末まで一七五丁）。遊紙、前二丁、巻十の次二丁、後なし。  
字面高さ、約二三・三種（歌本文）。每半葉九行。和歌二行書。  
内題、「古今和歌集巻第一（二十）」「古今和歌集序」（真名序）。  
印記、巻頭「芸叢ノ之印」（朱「龍門文庫」（朱、陰刻）、巻末  
「芸叢」（朱、陰刻）。「芸叢」はいずれも田村宗永の印である  
（田村宗永については後述する）。

本書は田村宗永が貞享四年（一六八七）浄弁筆本を透写し、  
翌貞享五年に飛鳥井栄雅筆本、さらに元禄二年（一六八九）に  
二種の定家筆本（一種は越部禪尼と両筆）と校合したもので、  
それらに関わる朱合点・声点、朱、緑、臙脂それぞれの校合が  
ある。奥書は複雑で、以下のようなものである。便宜上AⅠを付し  
て区別する。なお、読点を私に付した。

A此集家一収本無也、所称雖説、多且任師説又加了、見、為備後学之證本

不顧老眼之不堪、手自書之

近代僻案之好士等以書生之失錯称有、識之秘事、可謂道之魔

姓、不可用之、但如此用捨只可隨其身之所好、不可存自他之  
／差別、志同者可隨之

／十禪師宝前之時、此字飛來／淨衣胸、仍令拝領之  
前大納言（花押似書、為世）

貞心（二卷）元年十一月廿。日 戸部尚書藤（在朝）  
同廿八日（卷）後朝以人令讀合書入落字畢（了卷）

この奥書中「和哥」の文字の右旁に「道」の字の小紙片を貼  
る。これは奥書中の「此字」を指す。つまり「道」の字を書い  
た紙片が飛んできたというのである。また、仮名序と卷一の卷  
頭、及び以上の奥書（五面）は模写するともに墨界で底本（淨  
弁筆本）の大きさを示している。大きさは約二六×一六・六糎  
である。さらに以下の奥書がある。

（以下二丁洪引染紙、初一丁才空白）

B 元応二年十月十四日午時於河東靈山／藤本草庵拭六十餘之老  
眼終數十日／書功、既摸累家宗匠之證本、豈非末代／規模之  
重宝乎、加之於勘註之少字者／門弟頓阿記之、当世之哥仙勅  
集之作者也、／旁以不可処聊尔者歟

F 右一帖淨弁筆跡一冊永井氏大江直員／所持誠為珍宝之本事如  
見奥書、子從／直員恩借而透写之畢、仰而可信者歟

集之作者也、／旁以不可処聊尔者歟

權律師淨弁（花押似書）

貞享四年九月日

宗永

C 元亨二年六月八日

以家説授權律師淨弁了

黃門藤（花押似書、為藤）

畢

D 正中三年卯月廿日依為拔群器量／以師説相伝越前房運尋讓与  
正本

權律師淨弁（花押似書）

H 藤原綱村朝臣重代之古今集有兩冊、一帖者／定家卿一筆也、

（以下一丁薄葉楮紙才に洪引染紙貼付）

一帖者定家卿越部禪尼両筆混／合也、今度借請而校合之、以

E 永仁之比和哥之風躰錯乱之間／令參籠日吉社祈申之時、祇候  
此色書付也、此両本／者大躰無相違、有少異処委細書付畢

此色書付也、此両本／者大躰無相違、有少異処委細書付畢

右両本共無漢序、落丁歟、難斗者也、両帖共／奥書等有之、  
事長之間注付于別冊者也

元禄二年四月十日

宗永

(以下貼紙朱書)

I 京極中納言定家卿以自筆本又校合畢、聊カハリメノ所ヲハ以  
朱点／書入也、此本之奥書ニ以宗匠即本書写校合之上者聊之  
不審アルマシケレ／トモ彼本無比類為秘本上又一篇見合テ此  
本ニナキ所ヲハ以朱書入又彼本ニナキ所ヲハ／此本ヲ見セケ  
チニケチタル也、以後如定家之自筆本見ハ朱之所ヲ可用也

明応第四二月十八日

このうちAは定家本の奥書である。本書が貞応元年十一月廿  
日本であることを示し、緑の校合はGに見える田村宗永所持の  
飛鳥井栄雅真跡と称する貞応二年七月廿二日本による校合であ  
る。B～Dは淨弁に關わるもので、Eは前後との關係が判然と  
しないが、B～Dより年代が溯り、本書の底本に存在したと認  
められる奥書で、あるいは別紙貼紙のようなものであったかも  
しれない。Fは本書の底本である淨弁本を透写したとする宗永  
の奥書、Gは先に述べたように緑筆による飛鳥井栄雅真跡本に

よる校合を示す奥書、Hは臙脂筆による二種の定家筆本（一種  
は越部禪尼と兩筆）との校合を示す奥書である。これらの校合  
はいずれも宗永の奥書通り本書に認められる。ただし、Hに見  
える校合本の奥書の委細を示す「別冊」は存在しない。IはA  
～EとF～Hの奥書の中の年代を示し、何人のものか明らか  
でないが、奥書中に述べる定家卿自筆本と称する本との朱の校  
合は本書に存しており、本書の底本に既にあつたと認められる。  
要約すると、本書に見える朱の合点、声点はIによる校合の  
結果であり（全てとは確言できないが、ほとんどはそうである  
ように思われる）、それらは基本的に「定」と注記されている。  
それ以外の緑（G）と臙脂（H）の校合は田村宗永の手になる  
もので、二本を同時に校合している臙脂は「一筆（定家一筆の  
意）」「兩筆」の注記で区別し、一致した異同があるときは「兩  
共」と注記する。また、本書は貞応元年十一月廿二日本には珍し  
く真名序が存するが、そこでの宗永の校合は緑筆に限られてい  
るので、底本以外に真名序を有したのは、貞応二年七月廿二日  
本であることが明らかな飛鳥井栄雅真跡本のみであつたと考え  
られる。

次に奥書の内容であるが、先学と同様の奥書についての考察

がある。まず、松田武夫氏が御所蔵の園林文庫旧蔵本の奥書の一部として本書のB、Eに該当するものを示された<sup>3</sup>。該書は最初に貞応二年七月廿二日の定家奥書があるので、B、Eがその末尾にあるのは本来の園林文庫旧蔵本（あるいはその底本）にあつたのではなく、校合本（奥書の記述によれば「芦竹芥二清濁之時ノ本之奥書」である。詳細不明）からの転記であろう<sup>4</sup>。

この松田氏紹介の奥書について、井上宗雄氏は次のように述べられた<sup>5</sup>。

まず、Eについて

永仁云々というのは為世のものと思われ、永仁の頃に和歌の風躰が錯乱したので日吉十禪師に箴つた所「此字」(？)が浄衣の胸に飛來した、というのである。(89頁)

とされ、さらに

a (本稿のB、稿者注) によって元応二年(一一三二〇、稿者注) 十月浄弁が為世家の証本古今を書写し、勸注を「門弟頓阿」(二条家門弟の意か) が記した事がわかる。そしてb (本稿のC、同) によって翌々年浄弁が為藤から古今の二条家説を伝受した事が知られ、c (本稿のD、同) によってそれを正中二年(一一三二五、稿者注) 門弟運尋に伝

えている事を窺いうる。(255頁)

と、B、Eの解説をされた(井上氏の著書の性格上、B、DとEの関わりについては述べておられない)。

CとEの奥書について、本書の花押模写をも併せて改めて考えると、C奥書の花押が為藤であるとは断定できないが、「元亨二年」「黄門」とあるので、C奥書は為藤で差支えなく、一方、E奥書については、花押から為世と判断され、井上氏の見解は正しいと考えられる。また、本書のE奥書に貼られた「道」の小紙片は浄弁筆本にも同様に貼付されていたのであろうが、園林文庫旧蔵本には、書写されているものの、松田氏の翻刻には省略されたため、それによられた井上氏には「此字」の意味がわからなくなってしまうものである<sup>6</sup>。

また、本書の透写の様を見ると、底本は浄弁が運尋に与えた浄弁筆本そのものである可能性が高いように思われる。

以上により本書の性格はほぼ明らかになったと考える。

一方、梅沢本(旧日本古典文学大系底本)によれば浄弁は本書とは別に元亨四年(一一三二四) 十月十三日に為世から家説を伝受して正中三(一一三二六) 年四月廿日に慶運に正本ともども伝授している。これらは貞応二年七月廿二日本によるものであ

り、時期的に近い本書の伝受が貞応元年十一月廿日本によって行われているのは異なっている。このような複雑な経緯となった理由は不明である。ただその辺りは本稿の主目的でなく、稿者も不案内なので、指摘するに留めておく。

次にF、Hの田村宗永の透写と校合について述べる。

宗永は田村宗永（建顕、陸奥一関藩主、明暦一―宝永五、一六五六―一七〇八、五三歳）のことである。<sup>(7)</sup> 旧蔵本、書写本は多く坊間に見かける。龍門文庫にはまとまった所蔵があり、本書もその一である。

Fで浄弁筆本を所持していた「永井氏大江直貞」は永井直円（なおみつ、大和新庄藩主、寛文十一―元文元、一六七一一―七三七、六六歳）のことである。<sup>(8)</sup>

また、Hで定家筆本二本を所持していた「藤原綱村朝臣」とは伊達綱村（陸奥仙台藩主、万治二―享保四年、一六五九―一七一九、六一歳）のことである。<sup>(9)</sup> 「定家卿一筆」の古今集とは伊達家本の事か。

本書における宗永の校合は全文にわたり、かつ綿密であり、その精進の程が窺われる。宗永は他にも貞応二年七月廿二日本に元禄元年十一月校合書人を施している事が指摘されており、

異常な熱心さである。<sup>(10)</sup>

さて、本書の本文については以下に示すこととするが、それ以前にまず問題となるのは真名序を有することである。前稿に取り上げた三本はいずれも真名序を持たず（初雁本の真名序は明らかに後の付加である）、定家本の全体から考えても貞応二年七月廿二日本を例外として、ほとんどは真名序を持たないと考えられるのに、本書が真名序を有する理由は不明である。本書を見る限り、真名序が後に付加された痕跡はなく、仮に何らかの作為が施されたとしても相当古くから真名序を有していたとしか考えられない。貞応元年十一月廿日本が本来真名序を有していたとは考えにくいので、この現象を如何に考えるかは今のところ成案がない。

以下、前稿に倣って、校合本文を除いて、本行本文と定家の勅物について、貞応二年七月廿二日本（冷泉家本）との主要な校異を掲げることとする。上段が本書、下段が貞応二年本である。真名序の存在は先述の通り不審であるが、同じく校異した。仮名序 からのうたもーからのうたにも、同 おもひつくみのあちきなくーおもひつくみのあちきなさ、同 みつになすらへうたーみつにはなつらへうた、同 このうた心さらにか

なはず—このうたの心さらになはす、同 むくさにわかれんことはえなんあるましきことになん（上の「なん」緑筆でミセケチ、「如此書テケシテアリ」（緑筆 とす）—むくさにわかれむ事はえあるましき事になむ、同 文武天皇 ならの御時よりそ—傍注ナシ、同 万えふしふ—万えうしう、同 いやはかなにもなりにけるかな—いやはかなにもなりまさるかな、同 万えふしふにいらぬ—万えうしふにいらぬ、同 春の花のほひすくなくして—春の花にほひすくなくして、同 うたのさまをもしり—うたのさまをしり、3 たてるやいつく—たてるやいつこ、8 二条のきささき—二条のきささきの、17 18 19 の排列—17 19 18 の排列、19 宮こはのへに—宮こはのへの、21 仁和のみかとの—仁和のみかと、22 おほせられし時<sup>に</sup>—おほせられし時、25 おほせられし時—おほせられし時に、36 嘉祥元年薨四十四—齊衡元年薨卅四、同 笠にぬふといふ—笠にぬふてふ、39 くらふの山にて—くらふ山にて、52 清和母后明子大皇太后宮昌泰三年正月一日崩七十二忠仁公女—清和母后明子昌泰三年正月一日崩七十二忠仁公女 忠仁公撰政始—忠仁公撰政太政大臣、59 さきにけらしな—さきにけらしも、67 くる人も—くる人は、74 母従五位

上紀静子名虎女—母従五位上紀種子名虎女、80 貞観寛平 延喜典侍云々 ナシ、同 まちさくらも—まちし桜も、81 延喜元年哥也追入—ナシ、90 平城天皇也 大同天子—平城天皇大同天子、107（作者注）典侍治子朝臣 寛平延喜崇侍 典侍糸所别当—典侍治子朝臣、108 みやすむ所家に—みやすん所の家に、同 哥合せむと—哥合せむとて、同 藤原のちかけ 藏人右少将 中納言有徳子 後隆（つとむ）—藤原後隆 藏人右少将 中納言有徳男、114 よみける—よめる、115 「つらゆき」ナシ、120 ふちの花の—ふちの花、123 か こよひこなくに—こよひこなくに、124 「つらゆき」ナシ、134 亭子院の哥合の—亭子院の哥合に、135 このうたは—この哥、142 をとはの山を—をとは山を、143 き、てよめる—き、て、154 わかやとにしも—わかやとをしも、161 をのことも—をのことも、168 つこもりの日—つこもりの日よめる、195 月のひかりの—月のひかりし、219 秋の、にてあひて—秋の、にあひて、240 ふちはかまをみて—ふちはかまをよみて、256 いろつきにけり—うつろひにけり、262 まかりける時—まかりける時に、269 つかうまつれりけるとなむ—つかうまつれるとなむ、272 きくうへたりけるを—きくうへたりけるをよめる、同 延喜元年以後贈 延喜元年以後位以前書之也仍注姓朝臣 贈位以前仍姓 朝臣書之、274 菊の花のもとに—きくの花のもとにて、275



思し菊を—思し花を、279 「よみて」ナシ、283 御哥也とな  
 ん—御哥也となむ申、305 もみちの木のもとに—もみちのち  
 る木のもとに、307 ぬれぬ日そなき—ぬれぬ日はなし、309  
 もていなむ—もていてなむ、310 おなし心をよめりける—そ  
 のおなし心をよめりける、329 雪のふりけるをみてよめる—  
 雪のふれるを見てよめる、350 (作者注) 家本用之或説云  
 惟熙<sup>ウツク</sup>—ナシ、351 一品式部卿—二品式部卿、352 一品式部卿  
 延喜元薨号八条宮—一品式部卿号八条宮延喜元年薨、355 よ  
 める—よみける、同 このうた—このうたは、356 よめる—  
 よみ待ける、357 延喜十七年從二位奉養延喜聖皇 定国 (ふ  
 ちはらの朝臣)の注) 承平七年(四十賀)の注) 同年七  
 月薨四十一奉養延喜聖 延喜十七年從三位 定国延喜六年  
 同年七月薨四十、364 四年二月十日立太子十六年十月元服廿  
 三年三月廿一日薨<sup>廿</sup> 本名崇象十一年改—四年立太子、368  
 まかりける時—まかりける時に、375 「としへて」ナシ、386  
 「元規威人右衛門尉」ナシ、394 君とまるへく—立とまる  
 へく、399 わかれける時によめる—わかれけるによめる、413  
 京へまうてくるみちにて—京へまうてくとてみちにて、417  
 ともにありける人<sup>く</sup>。—ともにありける人<sup>く</sup>、同 ぶ

ちはらのかねすけのあそん—ふちはらのかねすけ、417 歌小  
 字書人、418 在原業平朝臣—なりひらの朝臣、434 のちのあ  
 ぶひの—のちにあふ日の、444 (作者注) 矢田部名実—矢田部、  
 450 (作者注) 「高向」ナシ、456 きこゆは—きこゆるは、465  
 中也非長非汝—ナシ、466 (作者注) 都良香—ナシ、498  
 むめのほつえに—梅のほつえに、501 神はうけすそ—神はう  
 けすそ、560 わかこひも—わかこひは、562 つれなかるらん  
 —人のつれなき、584 秋のよの—秋の田(「よ」を訂正)の、  
 589 つかはしける—よみてつかはしける、623 作者ナシ、但  
 一行空白、632 いきけれとも—いきけれと、640 籠<sup>ウツク</sup>—<sup>説チヨウク</sup>  
 用之—籠、645 あしたに—又のあしたに、647 夢にいくらも  
 —夢にいくかも、656 人めをよくと—人めをもると、676 よ  
 そにたつらむ—そらにたつ覽、695 かきほにしける—かきほ  
 にさける、702 あめのみかと—あめのみかとの、724 かはら  
 の左大臣<sup>融</sup>—かはらの左大臣、740 延喜八年中納言—延喜八  
 年二月中納言、745 もをぬきをきて—もをなむぬきをきて、  
 747 む月のとをあまりになむ—む月のとをあまりになむ、  
 748 仲平延喜八年参議枇杷左大臣—仲平、755 おひてなかる、  
 —おひてなかる、769 貞朝臣登備中守仁明御子—「備中守」

ナシ、773 今はと同時也 いましはとーいましはと、798 よみ人しらすーナシ、801 むねゆきの朝臣ーむねゆきのあをむ、807 典侍藤原直子朝臣ー典侍藤原なほいこの朝臣重子、820 もみち(つと)つるよりもーもみつるよりも、824 よそにき、こしーよそにそき、し、830 仍雖不辭官前卜書也前後由也ー仍雖不辭人前卜書也前後之由也、831 太政大臣関白始ーナシ、833 ねてもみえけりーねても見てけり、836 詞書歌小字書入、838 身まかりにける時よめるー身まかりにける時によめる、842 「つらゆき」ナシ、844 衣の袖はー衣の袖の、847 世にもましてー世にもまして、848 嵯峨源氏融寛平七年八月十五日薨七十ー寛平七年八月廿五日薨七十三、同 能有寛平七年文徳源氏于時大納言右大將民部卿皇太子傳ー寛平七年大納言右大將民部卿皇太子傳、849 身まかりてのちのー身まかりての、853 せむさい、としけくーせんさいもいとしけく、同 利基高藤公兄ーナシ、857 (詞書注) 敦慶親王ーナシ、859 心ちのーこ、ち、862 つけ侍けるーつけ侍けるうた、866 この哥ーこの哥は、869 ふちはらのくにつねの朝臣のーふちはらのくにつねの朝臣、同 寛平六年五月五日中午納言即從三位ー国經寛平六年五月五日中午納言即從三位、同 「于時大納言右大

將民部卿皇太子傳」ナシ、871 高子貞觀八年二月女御十年十二月生第一皇子十一年三月為皇太子元慶元年正月即位日為中宮六年正月為皇太后宮ナシ、874 かめをおもかへ(つと)にーかめをおまへに、885 あやまちありとてーあやまちありといひて、同 よるかの朝臣の女ーよるかの朝臣の母、同 慧子代始齋院天安元年二月廢之其事格世莫知云々若先是又有此事歟遂被廢云々元慶五年正月六日薨以述子為齋院母同惟喬二年而退ーナシ、896 としもこえなむー年もゆかなむ、899 いまたちよりにてーいさたちよりにて、901 「返し」ナシ、903 おなし御時ーおなし御時の、916 まかれりける時にーまかれりける時、920 敦慶也後式部卿ーナシ、923 うたよみ侍ける時によめるーうたよみける時によめる、930 屏風のゑー御屏風のゑ、938 いひやれりたるーいひやれりける、962 つのくにの。一つのくに、同 宮このうちにー宮のうちに、966 清樹橘也 宮道ハ潔興也 清樹、994 ことをかきならしつ、ーことをかきならしつ、1003 夜はうつせみー夏はうつせみ、同 ことのくるしきーことのくるしき、1005 はつしくれーうちしくれ、1006 延喜七年六月八日崩卅六ーナシ、1015 「題しらす」ナシ、1027 我おほしてふー我おほしといふ、1034 きのよしひと (次一行あき、1034 歌に

つづく) —きのよしひと、1082 この哥は—この哥、1106 奥山ホマヤマ

すかのねしのきふる雪下—奥。すかのねしのきふる雪下、真

名序 古今和歌集序—古今和歌集序、同 発其花於詞林—発

其華於詞林、同 春鶯之囀—春鶯之軛、同 海童子之女—海

童之女、同 此風大興—此風大興、同 逸頭混本之類—旋頭

混本之類、同 富緒川の篇報—富緒之篇報、同 (注) 「天武

天皇第三皇子」ナシ、同 綿々不絶—錦々不絶、同 其花孤

榮—其華孤榮、同 大夫之前—丈夫之前、同 花山僧正—華

山僧正、同 其詞花而実少—其詞華而少実、同 賈□人—賈

人、同 宇治山僧喜撰—宇治山僧撰喜、同 其詞花—其詞華、

同 首尾滯滞—首尾停滯、同 猿丸大夫—猿丸大夫、同 未

腐土中—未腐於土中、同 先滅於世上—先滅世上、同 時歴

十代—時歴十代、同 竝不被採—弃不被採、同 風流如野宰

相—風如野宰相、同 皆以他才聞—皆以他才聞、同 「陛下」

の前に「伏惟伏惟」と書入、同 御宇于今九載—御宇今九

載

較すると、次のようになる。

本書本文が前稿の三本と一致するもの—1 2 4 5 6 7 8 9 10

12 13 15 17 18 21 22 24 25 27 31 32 33 34 35 36 37 38 39 43 46 47 48 49 51の

三十四箇所 (\*を付したのはほぼ一致したもの)

本書本文が前稿の三本と一致しないもの—3 11 14 16 19 20 23

26 28 29 30 40 41 42 44 45 50の十七箇所

これを見ると前稿の考察がはなはだ不十分であったことが露

呈するが、細部については後考に委ねることとし、本書が、ま

ずまず貞応元年十一月廿日本の特徴を具えていることは認めら

れるのではないかと考える。

## 二、天理図書館本

天理大学附属天理図書館蔵 (九一一、一三三—一八五) 本

古今和歌集二十卷

〔鎌倉中期〕写・宝治二年真観奥書本

一帖

綴葉装。梨地牡丹唐草文様金襴表紙 (二二・九×一五・七糎)、

左肩金泥題簽「古今倭歌集 一冊全」(近世前期ころのもの)。

見返、金銀泥切箔銀芒散し。料紙、斐紙。墨付、一八五丁。遊

ここで、前稿で貞応元年十一月廿日本が冷泉家本貞応二年七月廿二日本と異なると考えた五十一箇所について本書本文と比

紙、前一丁（新補）、後二丁。字面高さ、約二〇・五糎（歌本文）。每半葉八行（稀に九行）、真名序七行。和歌一行書。内題「古今和歌集卷第一（一二十）」。但し、卷四のみ「古今和歌集卷第四」。「古今和歌集序」（真名序）。印記、巻頭「天理図／書館藏」（朱）。

奥書は以下のようなものである。

此集家書本云、所稱雖説、多且任師説／又加了見、為備後學之證本  
不顧／老眼之不堪手自書之

近代僻案之好士等以書生之失錯／稱有識之秘事、可謂道之魔  
姓、不／可用之、但如此用捨只可隨其身／之所好、不可存自  
他之差別、志同／者可隨之

貞応元年十一月廿日戸部尚書藤在判

後朝以人令読合書人落字了

安貞之比書写本不慮紛失、仍重／借請入道中納言本自筆貞永  
元年／八月廿日仰或書生写之、即校合、／其後時移事變雖交  
山林志猶／在斯、仍今以同自筆之他本校／合者也、兩本之文  
字仕双写之、／還似無益歟

彼本之奥書云

貞応二年七月廿二日癸亥戸部尚書藤判

同廿八日令読合訖、書人落字了

伝于嫡孫可為將來之證本

真名序在今本之奥、仍令書入之

宝治二年二月九日

西山隱真觀記之

また、古筆丁佐の添状二通がある。それぞれ左記の通りである。

已上

這古今集全部／令一覽候、真觀者／光俊朝臣御法名／也、  
真跡分明二候、／続古今集撰者／内之人二御座候／糸御秘  
藏尤二候、／恐々謹言

寛永四／三月十五日 了佐（花押）〔琴山〕墨印

野七郎右殿

已上

古今集全部者鳥子／四半切之御本也、／外題者近衛殿尚嗣  
公／御筆也、／右之一冊者光俊卿之／御真蹟無疑者也、／  
奥御法名真觀在之、／続古今集撰者也、／落丁処不足二ヶ  
所在之、／竹内殿御門跡良恕親王／御書繼被染御筆給／者

也

這代判金子參拾枚

寛永十六曆／霜月上旬古筆了佐（花押）（琴山）墨印）

進上

池田出雲守殿<sup>①</sup>

また、添状の上書には「古今倭歌添状 二通」とある。さら  
に箱蓋表に「百<sup>光俊卿筆</sup>拾、古今倭歌集／右大光俊卿筆<sup>「帖」</sup>」とある。

添状にあるように、本書には落丁を補写した箇所がある。第  
八折の中心の一紙（一四九、一五〇丁）と第九折の中央より二  
紙目（一七〇、一七三丁）の二紙計四丁が江戸期の補写となっ  
ている。つまり、前者は巻十八、937詞書～956詞書、後者は巻十  
九、1056歌～1066歌と巻二十、1082～1090に該当する。添状によれば、  
補写は曼殊院良恕法親王（天正二―寛永二十、一五七四―一六  
四三、七〇歳）によるとされる。

さて、本書の奥書によれば、真観は古今集を紛失したため、  
貞永元年（一二三三）八月廿日定家より自筆本（貞応元年十一  
月廿日本）を借りてある人に書写させた。その後、宝治二年（二  
二四八）二月二日に別の定家自筆本（貞応二年七月廿二日本）

を校合した。これが自身で行ったか、人に命じたのかは不明で  
ある。また、真名序については校合本によって書入れさせた（こ  
れは他人であろう）という。

まず、本書が宝治二年真観奥書の本そのものであるか否かが  
問題となる。『国書聚影』の解説、『天理図書館稀書目録 和漢  
書之部第五』の解題はともに真観筆とするが（その場合でも奥  
書に見る限り令写本であり、確実に真観筆なのは奥書のみとな  
ろうが）、真観の真筆は知られていないようであるので、筆跡  
のみでは判定できない。書写年代は真観でも不思議はないよう  
に思われるが、やはり転写本ではないだろうか。その理由は、  
本書が全巻一筆かと思われ、奥書のみ真観筆とは見えないこと、  
真名序は付加とされているにもかかわらず、墨色も同一で料紙  
の付け足しなども認められないからである。本稿で〔鎌倉中期〕  
写・宝治二年真観奥書本と表記したのはそのためである。

こうして、本書は真観奥書本そのものではないと考えられる  
が、奥書に見える貞応二年七月廿二日本との校合はたしかに存  
在し、他に朱の声点、合点がある。また、勅物には定家本以外  
のものがあり、中には清輔本と一致するものもある。

さて、本書について内容を検討する前に、一つ指摘しておか

ねばならないことがある。それは、前稿で貞応元年十一月廿日定家奥書を有しながら、その系統本とは認められないとした東海大学附属図書館桃園文庫蔵本（二六―六）のことである。<sup>12</sup> 該本の奥書は前稿に掲げたので参照されたいが、本書奥書と比較すればわかるように、本書奥書の冒頭「書本云」から校合本である貞応二年本奥書の冒頭「貞応二年七月廿二日実家戸部尚書藤」の一行まで、一、二の字句を除き全て同じである。そして、本書奥書によれば、「安貞之比」以下は真観の奥書であるから、真観の署名を欠く桃園文庫本は奥書が不完全であることになる。影印本を見るのみでは何とも言いかねるが、奥書の末尾が欠損している可能性もある。<sup>13</sup> 本書と桃園文庫本との比較も必要であるが、それは後述することにして、まず、本書本文を検討することにする。

ところで、本書の本文でもっとも不審なのは、巻一で排列が171918となっていて貞応二年七月廿二日本に一致していることである。この排列は貞応二年七月廿二日本特有のもので、他の諸本は非定家本をふくめてことごとく171819となっており、貞応元年十一月廿日本も例外ではない。

一方、本文の細部の異同を見ると、ますます貞応元年十一月

廿日本と見てよいのではないかと思われるので、ますますこの排列は不審であるが、理由は不明である。

以下同様に、校合本文を除いて、本行本文と定家の勸物について、貞応二年七月廿二日本（冷泉家本）との主要な校異を掲げることとする。また、本稿は前稿以来伝本に加えられた校異は示さないのを原則とするが、本書には貞応二年七月廿二日本との校異（時に仮名遣いに及ぶ）が明白に認められるので、それを示すため、一部それらの校異を掲げることにした。真名序は追補であるが参考までに校異した。

仮名序 なにはつにでみかと―なにはつにでみこと、同「山さくらあくまていろを見つるかな花ちるへくも風ふかぬよに」を本行とす、同 うたにのみ―哥にのみそ、同 万えふしふとなつけれたりける―万えうしふとなつけれたりける、同 よきおうなの―よきをうなの、同 万えふしふにいらぬ―万えうしふにいらぬ、8 二條のきささき―二条のきささきの、

12 近院右大臣男―近院右大臣、36 嘉祥元年薨四十四―斉衡元年薨卅四、同 笠にぬふといふ―てふ笠にぬふてふ、52 清和母后明子大皇太后宮昌泰三年正月一日崩七十二忠仁公女忠

仁公〔太政大臣 摂政〕—清和母后明子昌泰三年正月一日崩七十二大皇  
 大后宮 忠仁公〔摂政〕太政大臣、54 □人のため—見ぬ人の  
 ため、55 せい〔性〕法師—素性法師、59 さきにけらしな—さ  
 きにけらしも、65 おしけにあるか—おしけにもあるか、74  
 母従五位上紀静子名虎子—母従五位上紀種子名虎女、80  
 春のゆくへ〔本〕も—はるのゆくゑも、81 延喜元年哥也追入—ナ  
 シ、85 (作者注)「好風」ナシ、88 大伴〔本〕くろぬし—大伴  
 黒主、同 ちるを、しまぬ—ちるをおしまぬ、90 平城天皇  
 也—平城天皇、106 てたにふきたる—手たにふれたる、107  
 「典侍治子朝臣」小字書入、同 なつ〔つ〕にしとまる—なくにし  
 とまる、108 みやすむ所家に—みやすん所の家〔中納言有徳男 職人右少将〕に、同 藤原  
 のちかけ—藤原後陰〔中納言有徳男 職人右少将〕、121 こしまのさきの—こし  
 まのさきの、125 清友〔贈太政大臣 嵯峨后父〕—ナシ、127 おも。ゆるかな  
 —おもほゆる哉、132 たくふ心—たくふ心か、133 やよひの  
 —やよひの、134 亭子院の哥合の—亭子院の哥合〔に〕に、143 は  
 じめてなきけるをき、てよめる—はしめてなきけるをき、て、  
 151 わかやとになは—わかやとになけ、161 さけたふへける  
 に—さけたうへけるに、165 たましあさむく—たまとあさむ  
 く、190 人さへ〔つ〕—人さへ—そうき、223 枝もたわ、に—枝

もたわ〔とせ〕、に、238 みな哥よみてける—みなうたよみける、245  
 花にて有ける—花にそありける、247 あつさ〔つ〕ゆに—あさつ  
 ゆに、256 いろつきにけり—うつろひにけり、269 つかうま  
 つれりけるとなむ—つかうまつれるとなむ、272 きくうへた  
 りける〔よ〕によめる—きくうへたりけるをよめる、同 延喜元年以  
 後贈位以前書之—延喜元年以後 贈位以前仍姓朝臣書之、273 いつかちとせを—早晚  
 ちとせを、275 思し菊を—思し花を、278 花をこそ見れ—花  
 とこそみれ、281 、(ち)りぬへし—、(ち)りぬへみ、286  
 秋〔つ〕そかなしき—我そかなしき、305 つかまつりける—つか  
 うまつりける、307 ぬれぬ日そなき—ぬれぬ日はなし、309  
 もていなむ—もていてなむ、310 よめる—よめりける、335  
 (前略) ゆきのふれるをよめる／題〔つ〕しらす よみ人しらす  
 小野たかむらの朝臣—「題しらす よみ人しらす」ナシ、351  
 貞保〔二〕一品式部卿—貞保二品式部卿、同 延喜二年薨—延長  
 二年薨、同 する月日は—すくす月日は、352 一品式部卿  
 延喜元薨号八条宮—一品式部卿号八条宮延喜元年薨、353 そ  
 せい〔師〕法し—素性法師、356 よみ侍ける—よみ侍ける、357 延  
 喜十七年従二位奉養延喜聖主 承平七年薨六十五 定国延喜  
 六年 同七月薨四十一 奉養延喜聖 延喜十七年従三位 定国

延喜六年 同年七月薨四十、364 四年二月十日立太子十六年  
 十月元服廿三年三月廿一日薨<sup>廿一</sup> 本名崇象十一年改一四年立  
 太子、366 あさたたちて<sup>(マ)</sup>—あさたちて、369 袖のつゆけき—  
 袖のつゆけき、371 なにこ、ちせむ—なにちせむ、374 な  
 にはのよろつよ—なにはのよろつを、379 詞書小字補入、391  
 きみかゆく—きみかゆく、394 君とまるへく—立とまるへ  
 く、397 あめのいたく—あめのいたう、同 まかりいてける  
 おりに—まかりいてけるおりに、399 わかれける時に—わか  
 れけるに、404 わかれけるおりによめる—別けるおりによめ  
 る、405 わかれにける所にて—わかれける所にて、406 むか  
 しなかもろ—昔なかもろを、410 この河のほとりに—その河  
 のほとりに、413 壬生よしなりか女<sup>むすめ</sup>—壬生よしなりかむ  
 すめ、416 まかりける時に—まかりける時、417 ふたみの□  
 □—ふたみのうらを、同 たうへ□□□—たうへけるに、  
 同 ありける人<sup>く</sup>の—ありける人<sup>く</sup>、同 ふちはらのか  
 ねすけのあそむ—ふちはらのかねすけ、418 あまのかはとい  
 ふ所のほとりに—あまの河といふ所のかはのほとりに、441  
 ふりはいて—ふりはへて、443 世をはなしとや—よをはなし  
 とや、450 たかむこのとしはる—たかむこのとしはる、457

兼<sup>かね</sup>覧<sup>らん</sup>王<sup>わう</sup>—かねみのおほきみ、463 秋くれは—秋くれと、465  
 中二也 非二汝二 非長—ナシ、532 おきつにも—おきへ  
 にも、556 つかはしける—つかはせりける、584 秋のよの—  
 秋の田(「よ」を訂正)の、589 せうそこすとき、てつかは  
 しける—せうそこすとき、てよみてつかはしける、592 我は  
 す□哉—我はする哉、598 ふりいてつ、なく—ふりいて、な  
 く、600 「みつね」ナシ、602 あ□れとやみむ—あはれとや  
 見む、609 まさりておしく—まさりておしく、632 よひく  
 ことに—よゐくことに、636 みつね—凡河内みつね、640  
 籠<sup>一説ウツク</sup>—籠、647 夢にいくらも—ゆめにいくかも、  
 籠<sup>一説チヨウ用之云</sup>、647 夢にいくらも—ゆめにいくかも、  
 656 人めをよくと—人めをもると、690 す、すねにけり—さ、  
 すねにけり、722 そせい—そせい法し、738 人をとふをも—  
 人をとふとも、739 までといは、—までといは、740 延喜  
 八年—延喜八年二月、748 仲平延喜八年参議枇杷左大臣—仲  
 平、755 あまは□□□—あまはよるらめ、769 貞朝臣登備  
 中守仁明御子—「備中守」ナシ、774 いまはこしと—今はこ  
 しと、775 月やには—月よには、798 よみ人しらす—ナシ、  
 801 むねゆきの朝臣—むねゆきのあをむ、807 典侍藤原直子  
 朝臣—典侍藤原なほいこの朝臣<sup>直子</sup>、829 雨にふらなむ—雨



とふら南、830 「忠仁公」ナシ、同 仍雖不辭官前ト書也前  
 後由也―仍雖不辭人前ト書也前後之由也、831 おさめてける  
 のち―おさめてけるのちに、同 太政大臣関白始―ナシ、832  
 かむつけのみねを―かむつけのみねお、833 ねても見えけ  
 り―ねても見てけり、838 身まかりにける時―身まかりにけ  
 る時に、844 在兼輔集―ナシ、同 衣の袖は―衣の袖の、848  
 嵯峨源氏融―ナシ、同 「おほいまうちきみ」に左傍書  
 左の―ナシ、同 能有文徳源氏于時大納言左大將民部卿皇太  
 子傳―寛平七年大納言右大將民部卿皇太子傳、851 むかし  
 の、きに―昔のこさに、853 利基高藤公兄―ナシ、857 (詞  
 書注) 敦慶親王―ナシ、同 五のみこに―五のみこに、859  
 こ、ちの―こ、ち、861 なりにける時に―なりにける時、866  
 さきのおほいまうちきみの―さきのおほいまうちきみの、  
 869 ふちはらのくにつねの朝臣の―ふちはらのくにつねの朝  
 臣、同 寛平六年五月中納言即從三位―国經寛平六年五  
 月五日任中納言即從三位、同 「于時大納言右大將民部卿皇  
 太子傳」ナシ、885 恵子―慧子、886 もとからは―もとかし  
 は、912 見まくほしきは―見まくのほしき、916 まかれりけ  
 る時に―まかれりける時、920 敦慶也後式部卿―ナシ、927

たちはなのなかもり―たちはなのなかもり、930 惟喬親王母  
 ―惟喬のみこの母、937 956補写、962 つのくにの―つのに、  
 966 清樹橋也―清樹、981 あれまくもおし―あれまくもおし、  
 986 宮道ハ潔興也―清樹、981 あれまくもおし―あれまくもおし、  
 女―橘くすなおか女、998 きこへつるなむ―きこへつかなむ、  
 1001 あはむともへは―あはむとおもへは、1005 はつしくれ―  
 うちしくれ、1006 延喜七年六月八日崩卅六―ナシ、1007 小字  
 で右旁に再度書く、1008 花のな、れやは―花のな、れや、1013  
 あさなく―よふ―あさなく―よふ、1027 我おほしてふ―我  
 おほしといふ、1033 「平貞文」小字補入、1056 1066補写、1067  
 よませたまふける―よませたまうける、1069 たのしきをへめ  
 ーたのしきをつめ、1073 しまこきかへる―しまこきかくる、  
 1082 1090補写、1099 余白の墨罫中に「後勘麻生仲実朝臣お字儼  
 事也と哥合判シタリ」と書入(本文同筆)、1103 おもかけに  
 の見えわたる哉―おもかけにのみ見えわたる哉、1105 水の尾  
 のみかとの―水のおのみかとの、1106 奥すかのねしのきふる  
 雪下―奥。すかのねしのきふる雪下、1107 わきもこか―わき  
 もこに、1111 つみしもゆかむ―つみにもゆかむ、真名序 古  
 今和哥集序―古今和歌集序、同 春鶯之囀 春鶯之軛、同

雜―雜牀、同 富緒川之篇報―富緒之篇報、同 綿々不絶―  
 錦々不絶、同 大夫之前―丈夫之前、同 宇治山僧撰喜―宇  
 治山僧撰喜、同 時歴十代―時歴十代、同 風流如野宰相―  
 風如野宰相、同 皆以他才聞―皆以他才聞、同 「陛下」  
 の前に「伏惟他本有之」と書入、同 御宇。于今九載―御宇  
 今九載、同 壬生忠峯―壬生忠岑、同 古今。集―古今和哥  
 集

ここでも先の諸本と同様に、貞応元年十一月廿日本が冷泉家  
 本貞応二年七月廿二日本と異なると考えた五十一箇所について  
 比較すると、次のようになる。

本書本文が前稿の三本と一致するもの―1 5 6 \* 7 8 9 11 12 13  
 15 16 17 18 21 22 23 24 26 27 29 30 31 33 34 35 36 37 38 39 43 46 47 48 51 の三  
 十四箇所（\*を付したのはほぼ一致したもの）  
 本書本文が前稿の三本と一致しないもの―2 3 4 10 14 19 20  
 25 28 32 40 41 42 44 50 の十五箇所

補写部分―45 49 の二箇所

これらを見ると、やはり本書も貞応元年十一月廿日本の特徴  
 を具えているとしてよいであろう。

もう一つ言っておきたいことがある。奥書をほぼ同じくする  
 桃園文庫本のことである。前稿88頁を参照していただければわ  
 かるように、本書と桃園文庫本の本文は特徴がほとんど一致し  
 ていない。やはり前稿で述べたように桃園文庫本はその奥書に  
 もかわらず、貞応元年十一月廿日本ではないのであろう。

〔注〕

- (1) 拙稿「貞応元年十一月廿日定家奥書本古今集考―寂恵の  
 古今集研究について（続）―」（『斯道文庫論集』39平17・  
 2）。
- (2) この署名は花押様である。
- (3) 松田武夫氏『勅撰和歌集の研究』（昭19刊）48―49頁。なお、  
 園林文庫旧蔵本八代集は現在では宮内庁書陵部蔵（B四―  
 四八）となっている。
- (4) なお、園林文庫旧蔵本はBとE奥書の前にあったはずの  
 貞応元年十一月廿日定家奥書までは転記していない。
- (5) 井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』（昭40刊、  
 改訂新版昭和62刊）89、255頁。
- (6) 園林文庫旧蔵本については国文学研究資料館のマイクロ

フィルムで確認した。なお、この奥書については浅田徹・山本まり子両氏「国文学研究資料館蔵マイクロフィルムによる古今和歌集奥書集成（一）」（『調査研究報告』20平11・6）に古今四六として翻刻されたものも参照した。

(7) 『新訂寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会本）第二十二、三三頁。

(8) 同第十、二七五頁。

(9) 同第十二、三三五頁。

(10) 前掲井上氏著書90頁。また、龍門文庫には、他に田村宗永が天和三年八月二十七日、版本に東野州常縁自筆本から声点や注を移写した本がある（九一五―七五二）。

(11) 『池田出雲守』とは池田長常（備中松山藩主、慶長十四―寛永十八、一六〇九―四一、三三歳、『新訂寛政重修諸家譜』第五、70頁）のことか。

(12) 『東海大学蔵 桃園文庫影印叢書』第五卷（平3刊）に影印がある。

(13) もっとも、影印で見る限り、奥書の末尾には余白があり、さらに奥書が続いていたかは疑わしい。

〔付記〕 本調査に際し、御所蔵資料の閲覧等に便宜を与えられた、公益財団法人阪本龍門文庫、天理大学附属天理図書館に深く謝意を表するものであります。